

旧	新
<p style="text-align: center;">焼津市低入札価格調査取扱要領</p> <p>第 1 条</p> <p style="padding-left: 40px;">～略</p> <p>第 12 条 (契約締結における条件)</p> <p>第 13 条 低価格入札者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 契約保証金は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者（以下「担当技術者」という。）とは別に、担当技術者と同等以上の技術者 1 人を補助技術者として専任で現場に配置し、担当技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 補助技術者には、法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 項に規定する営業所専任技術者並びに法第 26 条第 3 項に規定する専任の主任技術者等を配置させることはできない。</p> <p>第 14 条 略</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">焼津市低入札価格調査取扱要領</p> <p>第 1 条</p> <p style="padding-left: 40px;">～略</p> <p>第 12 条 (契約締結における条件)</p> <p>第 13 条 低価格入札者が落札した場合は、次のことを契約締結の条件とする。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 契約保証金は、請負代金額の 10 分の 3 以上とすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者又は同条第 2 項に規定する監理技術者（以下「担当技術者」という。）とは別に、担当技術者と同等以上の技術者 1 人を補助技術者として専任で現場に配置し、担当技術者を補佐し工事の品質確保に努めること。</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 補助技術者には、法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 項に規定する営業所専任技術者並びに法第 26 条第 3 項に規定する専任の主任技術者等を配置させることはできない。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(4) 法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めないものとする。</u></p> <p>第 14 条 略</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">附 則</p>

旧	新
<p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領第 3 条の規定は、施行日以後に契約を締結する案件のうち工事の目的物の引渡しが行われるものについて適用し、施工日前に契約を締結した案件及び施行日以後に契約を締結する案件のうち工事の目的物の引渡しが行われるものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市最低制限価格取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領第 3 条の規定は、施行日以後に契約を締結する案件のうち工事の目的物の引渡しが行われるものについて適用し、施工日前に契約を締結した案件及び施行日以後に契約を締結する案件のうち工事の目的物の引渡しが行われるものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p>

旧	新
<p>1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領第3条の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領第3条の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要領は、令和3年8月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 改正後の焼津市低入札価格調査取扱要領の規定は、施行日以後に公告又は入札の通知等を行う案件について適用し、施行日前に公告又は入札の通知等を行った案件については、なお従前の例による。</u></p>

旧

様式第 10 号(第 9 条関係)

配置予定技術者

1 工事名

2 配置予定技術者

区 分	職名	氏 名	担当工事 種 類	資格区分	
				第 7 条 第 2 号	第 15 条 第 2 号
主任技術者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	
<u>監理技術者資格者 証の交付を受けた 専任の監理技術者</u>					イロハ
現場代理人					
専門技術者				イロハ	

配置予定技術者を上記のとおり報告します。

備考 資格区分欄は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

新

様式第 10 号(第 9 条関係)

配置予定技術者

1 工事名

2 配置予定技術者

区 分	氏 名	<u>当該工事に対応する 国家資格等の名称</u>	資格区分	
			第 7 条 第 2 号	第 15 条 第 2 号
主任技術者			イロハ	
専任の主任技術者			イロハ	
<u>監理技術者</u>				<u>イロハ</u>
<u>専任の監理技術者</u>				<u>イロハ</u>
現場代理人				
専門技術者			イロハ	
<u>補助技術者</u>			<u>イロハ</u>	<u>イロハ</u>

配置予定技術者を上記のとおり報告します。

備考 資格区分欄は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

